

# 社会福祉法人 覚勝福社会

## 役員・役員等・その他の役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人覚勝福社会(以下「当法人」という)定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」とする)及び評議員(以下「役員等」とする)、第3者委員、評議員選任・解任委員(以下「その他の役員」とする)、の報酬等について定めたものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員、役員等、及びその他の役員に対しての報酬は無報酬とする。

### (改廃)

第3条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 1、この規程は、平成29年4月1日から施行する。